

議案第33号

教育長の臨時代理による事務の承認について

（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）

教育委員会事務局等事務分掌規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年8月13日提出

横須賀市教育委員会

教育長 生 田 研 一

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（部長等）」に改め、同条第1項中「事務局に副教育長を、部に」を「部に」に改める。

第4条第1項中「副教育長、部長」を「部長」に、「副教育長等」を「部長等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「副教育長等」を「部長等」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

副教育長の職の廃止に伴う所要の条文整備のため

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

旧	新
(<u>副教育長等</u>) 第3条 <u>事務局に副教育長を、</u>部に部長を、課に課長を置く。 2 前項に定めるもののほか、部に担当部長及び担当課長を、課に係長及び主査を置くことができる。 3 係長及び主査の配置は、部長が定める。	(<u>部長等</u>) 第3条 部に部長を、課に課長を置く。 2 前項に定めるもののほか、部に担当部長及び担当課長を、課に係長及び主査を置くことができる。 3 係長及び主査の配置は、部長が定める。
第4条 <u>副教育長、</u>部長及び担当部長、課長及び担当課長並びに係長及び主査(次項において「<u>副教育長等</u>」という。)は、それぞれ上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 <u>副教育長等</u>の職務は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>副教育長 教育長の補佐及び事務局内の事務の総括管理に関すること。</u> (2) 部長 部内の事務(担当部長の所掌する事務を除く。)の総括管理に関すること。 (3) 担当部長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の総括管理に関すること。 (4) 課長 課内の事務の総括管理に関すること。 (5) 担当課長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の執行管理に関すること。 (6) 係長 課長が指定する係(経常的な事務又は業務の執行単位をいう。以下同じ。)の事務の執行管理に関すること。 (7) 主査 部内の事務のうち特に部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要のある事項の執行管理に関すること。 3 課長は前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。	第4条 部長及び担当部長、課長及び担当課長並びに係長及び主査(次項において「<u>部長等</u>」という。)は、それぞれ上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 <u>部長等</u>の職務は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 部長 部内の事務(担当部長の所掌する事務を除く。)の総括管理に関すること。 (2) 担当部長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の総括管理に関すること。 (3) 課長 課内の事務の総括管理に関すること。 (4) 担当課長 部内の事務のうち特に教育長が指定する事項の執行管理に関すること。 (5) 係長 課長が指定する係(経常的な事務又は業務の執行単位をいう。以下同じ。)の事務の執行管理に関すること。 (6) 主査 部内の事務のうち特に部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要のある事項の執行管理に関すること。 3 課長は前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。
(職務権限の代理) 第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定により教育長の指名する委員がその職務を行う場合は、当該職務のうち教育委員会の権限に属する全ての事務の執行を事務局の職員に行わせるものとする。	(職務権限の代理) 第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定により教育長の指名する委員がその職務を行う場合は、当該職務のうち教育委員会の権限に属する全ての事務の執行を事務局の職員に行わせるものとする。

旧	新
2 前項の規定により職務を代理する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 <u>(1)</u> 副教育長 <u>(2)</u> 教育総務部長 <u>(3)</u> 学校教育部長	2 前項の規定により職務を代理する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 <u>(1)</u> 教育総務部長 <u>(2)</u> 学校教育部長